

野外演舞場ご利用の注意事項

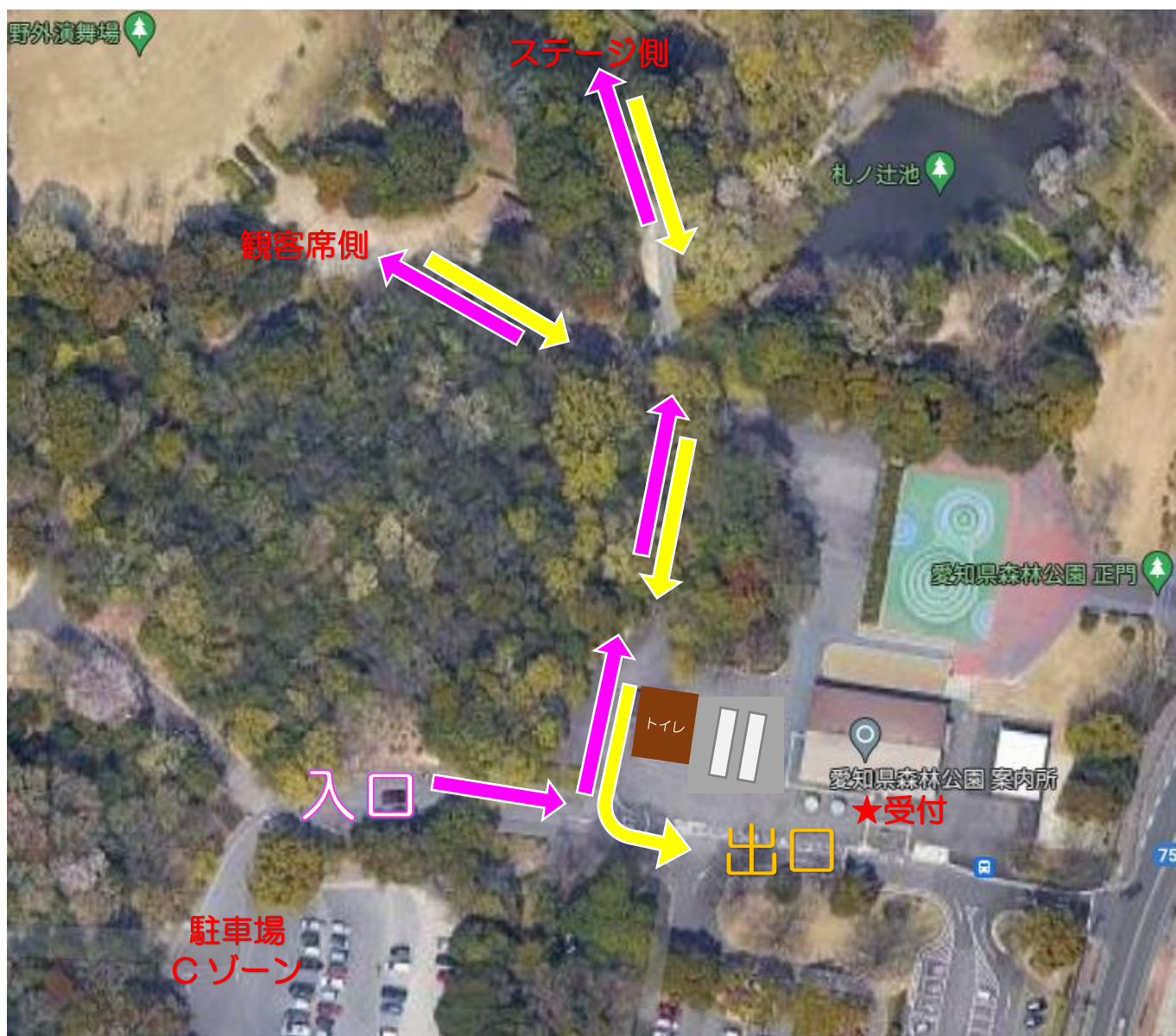
野外演舞場の申込は原則3週間前までとなります。下記の項目を確認し、同意していただいたら□にチェックをお願いします。

- 利用時間は午前9時から午後5時まで。(準備及び撤去作業を含む)
- 公園内への車両の乗り入れは原則不可。機材搬入の為等、やむを得ない場合に限り、最小限の台数で乗入れ可能。事前に搬入機材と乗入れ台数を申請すること。
(注) 当日の車両乗り入れについてはウラ面の通行ルートに従うこと。
- 現地でのチケット販売等、入場料を徴収する行為は禁止。
- 園内での行商行為、募金等の金銭を集める行為は原則禁止。希望する場合は要相談。
- 出店に関わる申請は1か月前までに行うこと。
- 火気の使用禁止。
(注) 飲食ブース等で火気を使用する場合は別途ブース出店の要項を遵守すること。
- 駐車場や進入した車両内を含め公園敷地内は全面禁煙。(有害物質を含まない嗜好品も不可)
- ごみは全て主催者側が持ち帰ること。
- 施設・設備・芝生や樹木等の破損、会場の汚れについては、原則原状復帰すること。
(修理費用等が発生する場合もあり)
- 芝生に跡が残る太さのペグや杭を打ち込む行為、樹木にロープ等かける行為は禁止。
(注) 芝生へのペグ打ちは主催側のみであり、来場者やその他のお客様は原則禁止とします。
- 控室内のブレーカーの設定は原則変更不可。

その他ご利用に際しては、公園の規則、管理者の指示に従って下さい。指示に従っていただけない場合は、ご利用を中止させていただく場合がございます。一般の公園利用者から意見や苦情がありましたら、お伝えさせていただく場合がございます。ご利用の内容、状況等によってはご利用をお断りすることもありますので、ご理解ください。

<規模が大きい場合は、下記の注意事項もご確認ください>

- 駐車場の許容台数を超える可能性のある場合は、誘導員の手配をする。
- トイレの混雑が想定される場合は、仮設トイレの設置も検討する。
- 園路での車両誘導員の手配や、誘導用の看板の設置も主催者側で準備する。
- ゴミ箱の設置や、イベント終了後のゴミの処理、清掃に努める。
- 事前に公園管理者と綿密な打ち合わせをする。



車両乗り入れ通行ルート

- ① 車両許可証を案内所で受け取り、車両に提示してください。
- ② 駐車場Cゾーンからトイレの裏側を通り野外演舞場にお進みください。
- ③ 運転時は、ハザードランプを点灯し最徐行で走行してください。
- ④ 園内の道路は歩行者優先です。車両先導係（歩き）を必ずつけてください。

※ Cゾーンからの進入が難しい場合はあらかじめご相談ください。